

山形市国民健康保険に加入の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金について

山形市の国民健康保険(以下、国保)の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染する等した被用者(お勤め先から給与等の支払いを受けている方)に対し、療養のために仕事を休んだ期間について傷病手当金を支給します。

○ 傷病手当金の支給対象となるかをご確認ください。

山形市国保に加入している期間中に新型コロナウイルス感染症に感染する等しましたか。

いいえ

はい

※ご加入先の健康保険でのお手続きとなります。

国保加入期間中に、事業所等にお勤めして給与等の支払いを受けていますか。(被用者である。)

いいえ

はい

※事業主(経営者)やフリーランスの方、年金収入のみの方等は対象になりません。

新型コロナウイルス感染症に感染または感染を疑われる症状(発熱、咳、倦怠感など)があり、お仕事を休んでいましたか。

いいえ

はい

※濃厚接触者による自宅待機や自主隔離、勤務先都合による休業については対象になりません。

上記の理由でお仕事を休んだ期間は4日以上連続していましたか。

いいえ

はい

※最初の3日間は支給対象外です。また連続して休んだことが要件となります。公休日も含めます。

上記の理由でお仕事を休んだ期間中のお勤め先からの給与等は減額されましたか。もしくは無給でしたか。

いいえ

はい

※他の制度と重複して支給を受けることはできません。給与を受けた場合、支給額の調整対象となります。

傷病手当金の支給対象である可能性があります。

👉 詳しくは裏面へ 👉

山形市国民健康保険傷病手当金の支給対象外です。

